

確認申請を要する建築物(建築基準法第6条第1項)

| 法令 | 用途・構造 | 規模 | 工事種別 | 消防局 |
|-------------|--|------------------------------------|--|-----|
| 法第6条 第1項 | 1号 下記の用途に供する特殊建築物。 ・劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場。 ・病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等(令19条参照)。 ・学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場。 ・百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く。) ・倉庫。 ・自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ、テレビスタジオ。 | 用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの。 | 建築(新築・増築・改築、移転) 大規模の修繕、大規模の模様替、特殊建築物への用途変更 | 同意 |
| | 2号 | ・2以上の階数を有すもの。 ・延べ面積が200㎡を超えるもの。 | | |
| | 3号 | 1号、2号以外の全ての建築物。 | 建築 | |

※本表に該当し確認申請したものの「計画変更」は、「軽微な変更」を除き確認申請を要する。